

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「第17条の2第1項第5号」を「第17条の2第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

ページ

規 則

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………（市町村課）	1
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	2
○平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（建設管理課）	2
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（財務指導課）	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	10

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	10
----------------------	----

道企業局告示

○平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	11
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	12

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	13
------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	13
--------------------------------------	----

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第1号

告 示

北海道告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26.12.15	北 竜 土 地 改 良 区
同 26.12.16	南 る も い 土 地 改 良 区

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（北見川南地区（農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成27年1月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 変更後の指定施業要件 | |

- ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第4号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽末広1（Ⅰ－1－48－585）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市末広町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽赤岩1丁目5（Ⅱ－1－243－2365）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市赤岩1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成27年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成27年度及び平成28年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事

管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分									
A	A 1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A 2	25,000万円 未満 7,000万円 以上								
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C		3,500万円 未満			4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4 第1 項各号（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4 第2 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 平成27年1月1日（随時の申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業

建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成27年4月1日前である場合は、平成27年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(エ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成24年国土交通省告示第523号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援、障がい者の就労支援及び担い手の確保

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成27年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成26年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、

申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成27年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成26年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成27年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成26年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員

の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成27年1月13日（火）から同月22日（木）まで

第2回 平成27年1月29日（木）から同年2月4日（水）まで

イ 随時申請をする者

平成27年3月26日（木）から平成28年12月28日（水）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、平成27年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一般土木工事	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課
舗装工事				
鋼橋上部工事				
建築工事				
電気工事				
管工事				
塗装工事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造園工事				
土木施設物の設計				
建築物の設計				
地質調査				
技術資料作成				
測量				
道路清掃				
農業土木工事			農政部農村振興局 事業調整課	
水産土木工事	水産林務部総務課			
森林土木工事				
造林				

（注）次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。） 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成27年4月1日から平成29年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成29年3月31日までとする。
- (2) 共同企業体の場合にあっては平成27年4月1日（平成27年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から平成28年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

- (1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成28年度に平成29年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。
- (2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成27年度に平成28年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に基づき道に申請して平成25年度、平成26年度及び平成27年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成27年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は 特 定 役 務 の 種 類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (2) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

- (3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

- (4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。 (5) 庁舎等消防設備保守点検 アからウまでのいずれにも該当すること。 ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。 イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。 (6) ボイラー等運転操作 アからウまでのいずれにも該当すること。 ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。 イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。 (7) 情報システムの開発 アからウまでのいずれにも該当すること。 ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。 ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。 (8) 船舶の建造又は修理 アからエまでのいずれにも該当すること。 ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。 イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。 ウ 申請しようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。	エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。 (9) 林産物の売払い アからウまでのいずれにも該当すること。 ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。 イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。 ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。 3 資格の種類ごとの要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。 なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。 (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者 平成27年12月28日（月）まで随時 注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。 (2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。） 当該共同企業体が結成されたとき。 (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等 当該証明を受けたとき。 (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合 当該
--	---

企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者 知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス [http : //www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m /sikaku_main.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm)）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局集中業務室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が札幌市内にある者については出納局集中業務室調達課）
印刷物の製造		
印章の製造		
物品の賃貸借		
庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		
情報システムの開発	総合政策部科学IT振興局 情報政策課	総合政策部科学IT振興局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局 道有林課	総合振興局又は振興局の森林室 （石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

（注）情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、総合政策部科学IT振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス [https : //www.harp.lg.jp/](https://www.harp.lg.jp/)

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成28年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成27年度に平成28年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届

け出なければならない。 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 第9 その他 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。 北海道告示第7号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年12月31日から適用する。 平成27年1月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項株式会社北陸銀行の事項中「同 釧路支店」を削る。	出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成27年1月6日（火）から同月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 平成27年2月16日午後1時30分（送付による場合は、同月13
総合振興局告示及び振興局告示 北海道釧路総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年1月6日 北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 フルカラー複写機及び附属品 1台 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 平成27年3月1日から平成32年2月29日まで。なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳	

日午後 5 時30分必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は免除する 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、釧路建設管理部ホームページ（http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの基本料金（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号 (3) 電 話 番 号 0154-23-6114 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured :Lease of copying machine (Color copier) 1 set	B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 16, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., February 13, 2015) C Bidding place and contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan Phone : 0154-23-6114
道 企 業 局 告 示	
北海道企業局告示第 1 号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成27年 1 月 6 日 北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏 第 1 資格の種類及び特定役務の種類 平成27年度及び平成28年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成27年北海道告示第5号（以下「北海道告示第5号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第5号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第5号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第5号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第5号第1の2に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、A から C まで又は A 及び B の等級に区分する。 なお、一般土木工事にあつては、A 等級を A 1 又は A 2 に区分する。 第 2 資格要件 1 共通的資格要件 北海道告示第5号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第5号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第5号第2の3に定められているとおりとする。	

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第5号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第5号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第5号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第5号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第5号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第5号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第5号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第5号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第5号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書により企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第5号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第5号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書及び第7の2ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成25年北海道企業局告示第1号又は平成26年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して平成25年度、平成26年度及び平成27年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成27年1月6日

北海道公営企業管理者 伊藤 邦 宏

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成27年北海道告示第6号（以下「北海道告示第6号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第6号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第6号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第6号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

1 共通資格要件

北海道告示第6号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第6号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第6号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第6号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第6号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第6号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第6号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続 北海道告示第6号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第6号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第6号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第6号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第6号第7の2に定められているとおりとする。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第6号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第6号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。	6 一般競争入札の告示 平成26年11月11日付け北海道教育庁上川教育局告示第56号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号																								
道 警 察 本 部 告 示																									
北海道警察本部告示第2号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。 平成27年1月6日 北海道警察本部長 室 城 信 之 別表札幌方面中央警察署の項中 「 <table><tr><td>南 三 条</td><td></td><td></td><td>同 中央区 南3条西7丁目</td><td>同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南9条（南9条通以北）までの西6丁目から西10丁目まで</td><td>を</td></tr></table> 」 「 <table><tr><td>南 三 条</td><td></td><td></td><td>同 中央区 南3条西7丁目</td><td>同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南8条までの西6丁目から西10丁目まで並びに南9条（南9条通以南を除く。）西6丁目</td><td>に、</td></tr></table> 」 「 <table><tr><td>北一条西</td><td></td><td></td><td>同 中央区 北1条西15丁目</td><td>同 中央区大通（南大通以北）の西11丁目から西19丁目まで、北1条及び北2条の西8丁目から西19丁目（ただし、北1条の西8丁目から西10丁目までの北1条通以南を除く。）並びに北3条から北5条までの西8丁目から西15丁目まで</td><td></td></tr><tr><td>御 幸</td><td></td><td></td><td>同 中央区 南3条西14丁目</td><td>同 中央区大通（南大通以北を除く。）、南1条及び南2条の西11丁目から西19丁目まで並びに南3条から南9条（南9条通以南を除く。）までの西11丁目から西18丁目まで</td><td></td></tr></table> 」		南 三 条			同 中央区 南3条西7丁目	同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南9条（南9条通以北）までの西6丁目から西10丁目まで	を	南 三 条			同 中央区 南3条西7丁目	同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南8条までの西6丁目から西10丁目まで並びに南9条（南9条通以南を除く。）西6丁目	に、	北一条西			同 中央区 北1条西15丁目	同 中央区大通（南大通以北）の西11丁目から西19丁目まで、北1条及び北2条の西8丁目から西19丁目（ただし、北1条の西8丁目から西10丁目までの北1条通以南を除く。）並びに北3条から北5条までの西8丁目から西15丁目まで		御 幸			同 中央区 南3条西14丁目	同 中央区大通（南大通以北を除く。）、南1条及び南2条の西11丁目から西19丁目まで並びに南3条から南9条（南9条通以南を除く。）までの西11丁目から西18丁目まで	
南 三 条			同 中央区 南3条西7丁目	同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南9条（南9条通以北）までの西6丁目から西10丁目まで	を																				
南 三 条			同 中央区 南3条西7丁目	同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南8条までの西6丁目から西10丁目まで並びに南9条（南9条通以南を除く。）西6丁目	に、																				
北一条西			同 中央区 北1条西15丁目	同 中央区大通（南大通以北）の西11丁目から西19丁目まで、北1条及び北2条の西8丁目から西19丁目（ただし、北1条の西8丁目から西10丁目までの北1条通以南を除く。）並びに北3条から北5条までの西8丁目から西15丁目まで																					
御 幸			同 中央区 南3条西14丁目	同 中央区大通（南大通以北を除く。）、南1条及び南2条の西11丁目から西19丁目まで並びに南3条から南9条（南9条通以南を除く。）までの西11丁目から西18丁目まで																					

桑園西			同中央区北4条西19丁目	同中央区北3条から北5条までの西16丁目から西22丁目（ヨコツベツ川跡以西を除く。）まで、北6条西10丁目から西22丁目（ヨコツベツ川跡以西を除く。）まで、北7条西11丁目から西22丁目（ヨコツベツ川跡以西を除く。）まで並びに北8条から北11条までの西12丁目から西22丁目（ヨコツベツ川跡以西を除く。）まで、北12条及び北13条の西13丁目から西19丁目まで、北14条及び北15条の西14丁目から西22丁目まで（ただし、通称札幌市場敷地を除く。）、北16条西14丁目から西21丁目まで、北17条西14丁目から西20丁目まで、北18条及び北19条の西14丁目から西19丁目まで、北20条西14丁目から西17丁目まで並びに北21条及び北22条の西14丁目及び西15丁目	を				同中央区北2条西24丁目26番4号	同中央区大通西20丁目から西28丁目まで、南1条から南5条までの西20丁目から西28丁目まで、南6条の西20丁目から西27丁目まで、南7条及び南8条の西20丁目から西26丁目まで、南9条から南11条（南11条本通以北）までの西20丁目から西21丁目まで、北1条西20丁目から西28丁目まで（市道北海道神宮線及び道道宮の沢北1条線以南）、北2条西20丁目から西27丁目まで、北3条及び北4条の西22丁目（ヨコツベツ川跡以西）から西27丁目まで、北5条西25丁目（道道宮の沢北1条線以西）から西29丁目まで並びに北6条西26丁目（道道宮の沢北1条線以西）から西28丁目まで	を

同表札幌方面西警察署の項中

円山			同中央区北2条西24丁目26番4号	同中央区大通西20丁目から西28丁目まで、南1条から南5条までの西20丁目から西28丁目まで、南6条の西20丁目から西27丁目まで、南7条及び南8条の西20丁目から西26丁目まで、南9条から南11条（南11条本通以北）までの西20丁目から西21丁目まで、北1条西20丁目から西28丁目まで（市道北海道神宮線及び道道宮の沢北1条線以南）、北2条西20丁目から西27丁目まで、北3条及び北4条の西22丁目（ヨコツベツ川跡以西）から西27丁目まで、北5条西25丁目（道道宮の沢北1条線以西）から西29丁目まで並びに北6条西26丁目（道道宮の沢北1条線以西）から西28丁目まで	を

北一条西			同中央区北1条西15丁目	同中央区大通（南大通以北）の西11丁目から西19丁目まで、北1条及び北2条の西8丁目から西19丁目（ただし、北1条の西8丁目から西10丁目までの北1条通以南を除く。）、北3条から北5条までの西8丁目から西15丁目まで並びに北6条西10丁目	に改め、						に、
御幸			同中央区南3条西14丁目	同中央区大通（南大通以北を除く。）、南1条及び南2条の西11丁目から西19丁目まで並びに南3条から南8条までの西11丁目から西18丁目まで							
桑園西			同中央区北4条西19丁目	同中央区北3条から北5条までの西16丁目から西22丁目まで、北6条及び北7条の西11丁目から西22丁目まで、北8条西12丁目から西22丁目まで、北9条西13丁目から西22丁目まで、北10条西14丁目から西22丁目まで、北11条西13丁目から西20丁目まで、北12条及び北13条の西15丁目から西19丁目まで、北14条西15丁目、西18丁目及び西19丁目、北15条西15丁目及び西19丁目、北16条西15丁目、西16丁目、西20丁目及び							

				同中央区北5条西22丁目（ヨコツベツ川跡以西）から西25丁目まで、北	
--	--	--	--	------------------------------------	--

二十四軒			同 西区二十四軒 2 条 3 丁目 2 番 26 号	6 条及び北 8 条の西 22 丁目（ヨコッベツ川跡以西）から西 26 丁目まで、北 7 条西 22 丁目（ヨコッベツ川跡以西）から西 27 丁目まで、北 9 条から北 11 条までの西 22 丁目（ヨコッベツ川跡以西）から西 24 丁目まで、北 12 条西 20 丁目及び西 23 丁目、北 14 条西 20 丁目並びに西区二十四軒 1 条及び二十四軒 2 条の 1 丁目から 7 丁目まで並びに二十四軒 3 条及び二十四軒 4 条の 1 丁目から 5 丁目まで	を
------	--	--	----------------------------	--	---

二十四軒			同 西区二十四軒 2 条 3 丁目 2 番 26 号	同 中央区北 5 条西 23 丁目から西 24 丁目まで、北 6 条（道道宮の沢北 1 条線以東）及び北 8 条の西 23 丁目から西 26 丁目まで、北 7 条西 23 丁目から西 27 丁目まで、北 9 条及び北 10 条の西 23 丁目から西 24 丁目まで、北 11 条西 21 丁目から西 24 丁目まで、北 12 条西 20 丁目及び西 23 丁目、北 14 条西 20 丁目並びに西区二十四軒 1 条及び二十四軒 2 条の 1 丁目から 7 丁目まで並びに二十四軒 3 条及び二十四軒 4 条の 1 丁目から 5 丁目まで	に改め、
------	--	--	----------------------------	--	------

同表札幌方面南警察署の項中

中 島			同 中央区中島公園 1 番 25 号	同 中央区南 9 条（南 9 条本通以南）、西 4 丁目から西 6 丁目まで、南 10 条から南 17 条までの西 1 丁目から西 6 丁目まで（ただし、南 10 条の西 4 丁目及び西 5 丁目、南 11 条から南 13 条までの西 2 丁目から西 5 丁目まで、南 14 条の西 2 丁目から西 4 丁目まで、南 15 条及び南 16 条の西 2 丁目から西 3 丁目まで及び南 17 条西 1 丁目から西 3 丁目までを欠く。）、中島公園	
南 九 条			同 中央区南 9 条西 7 丁目	同 中央区南 9 条（南 9 条本通以南）から南 12 条までの西 7 丁目から西 13 丁目まで及び南 13 条西 10 丁目（南 13 条本通以北）	を

幌 西			同 中央区南 11 条西 15 丁目	同 中央区南 9 条（南 9 条本通以南）及び南 10 条の西 14 丁目から西 18 丁目まで、南 11 条（西 20 丁目から西 23 丁目までの南 11 条本通以北を除く。）から南 13 条までの西 14 丁目から西 23 丁目まで（西 19 丁目欠）並びに南 14 条西 14 丁目から西 17 丁目まで	
-----	--	--	--------------------	--	--

「

中 島			同 中央区中島公園 1 番 25 号	同 中央区南 9 条（南 9 条通以南）西 4 丁目から西 6 丁目まで、南 10 条から南 17 条までの西 1 丁目から西 6 丁目まで（ただし、南 10 条の西 4 丁目及び西 5 丁目、南 11 条及び南 12 条の西 2 丁目から西 5 丁目まで、南 13 条西 2 丁目から西 4 丁目まで、南 14 条の西 2 丁目から西 4 丁目まで、南 15 条及び南 16 条の西 2 丁目から西 3 丁目まで及び南 17 条西 1 丁目から西 3 丁目までを欠く。）並びに中島公園	
南 九 条			同 中央区南 9 条西 7 丁目	同 中央区南 9 条（南 9 条通以南）から南 12 条までの西 7 丁目から西 13 丁目まで及び南 13 条西 10 丁目（南 13 条本通以北）	

「

幌 西			同 中央区南 11 条西 15 丁目	同 中央区南 9 条（南 9 条通以南）及び南 10 条の西 14 丁目から西 18 丁目まで、南 11 条（西 20 丁目から西 23 丁目までの南 11 条本通以北を除く。）から南 13 条までの西 14 丁目から西 23 丁目まで（西 19 丁目欠）並びに南 14 条西 14 丁目から西 17 丁目まで	
-----	--	--	--------------------	---	--

「

勇 知	同 大字抜海村字上ユーチ原野 591 番地 19	を	勇 知	同 大字抜海村字上ユーチ原野 591 番地 12	に改め、同表北見方面北見警察署の項中
-----	--------------------------	---	-----	--------------------------	--------------------

「

署の項中	仁 頃	同 仁頃町 199 番地 1	を	仁 頃	同 仁頃町 237 番地 1	に改め、同表北見方面
------	-----	----------------	---	-----	----------------	------------

「

美幌警察署の項中

福 住	同 字 福 住381番 地の 5
-----	------------------------

を

福 住	同 字 福 住635番 地の 1
-----	------------------------

に改める。